

反対の理由の第1は、この意見書案に述べられている、現在の子どもや教育をめぐる様々な課題や問題は、教育基本法を変えれば、解決するという問題ではなく、むしろ、教育基本法の理念をふみにじって重ねられてきた、選別と競争の教育政策・行政にこそ責任があるのであり、これらにメスをいれず、教育基本法の「改正」を言い出すのは本末転倒であると言う点であります。

第2には、この「改正」が目指している最大のねらいがどこにあるかという点です。

過去に、大日本帝国憲法と教育勅語のもとで進められた教育は、まさに天皇の国家を愛し、絶対服従することでした。そのもとで日本が行った日中戦争、アジア太平洋戦争で、アジアの民衆2000万人以上を殺し、日本人の300万人を超える犠牲者も生み、その反省から生まれた日本国憲法と教育基本法は「国家主義」をとらず、「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする」立場を鮮明にしました。ところが、中教審「答申」は、「公共」と「愛国心」を強調するものとなっています。これは、アメリカに従属しつつアメリカとともに戦争ができる国づくりをすすめるためには、愛国心と国家への奉仕の精神をどうしても子どものときから育てていかなければならない。そのために伝統文化の尊重や郷土愛、「公共」の精神などを強調し、さらには奉仕活動、体験活動を強制して、それを土台に愛国心と戦争参加も含めた国家への奉仕の行動へつなげようとしているものであり、断じて認めるわけにはいきません。

第3には、誰が教育基本法を「改正」しようとしているのかという問題です。

戦後、度あるごとに「改正」の問題が取り上げられてきましたが、今回の本格的「改正」の動きは、「日の丸」「君が代」を国旗・国歌とする法律が成立した翌日の1999年8月10日に始まりました。自民党教育改革実施本部の教育基本法研究グループは、教育基本法の見直しに着手することを決定し、小渕首相は、私的諮問機関である「教育改革国民会議」に「見直し」を指示。そこでは、当初「見直し」を主張する委員は少数でしたが、最終報告では、内部の反対を押し切って「教育基本法の見直しに取り組む必要がある」という結論を出しました。これを受けて、遠山文部科学相が中教審に教育基本法「見直し」を諮問。中教審で「見直し」論議が始まった2002年1月、自民党は、政調会内に教育基本法検討特命委員会を発足、そして、自民党麻生政調会長は、全国政調会長会議で、各都道府県に「改正」を求める運動を展開するように指示を出しました。昨年春以降、地方議会では、「新しい歴史教科書を作る会」や民間教育臨調、日本会議など右派勢力と一体となって教育基本法「改正」推進の決議を求める請願・陳情運動が展開しています。このように自民党は党をあげて教育基本法改悪を推進しており、今回自民党会派から提案された意見書案も、それに基づくものであります。

今の「教育の危機」の真の解決のためには、教育基本法の「改正」ではなく、子ども・親・教職員の三者の声に耳を誠実に傾け、こどもたち一人ひとりが大切にされる教育の実現めざし、今こそ教育基本法を生かした教育が求められていることを強く訴え、意見書案に対しての反対討論といたします。